

議案第 1 2 8 号

京丹後市弥栄農家用貸付住宅施設条例等の一部改正について

京丹後市弥栄農家用貸付住宅施設条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

使用料等について、京丹後市として統一した考え方で見直すため。

(別記)

京丹後市弥栄農家用貸付住宅施設条例等の一部を改正する条例

(京丹後市弥栄農家用貸付住宅施設条例の一部改正)

第1条 京丹後市弥栄農家用貸付住宅施設条例（平成16年京丹後市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

2 貸付住宅の家賃は、次の表に定める額とする。

区分	家賃月額（円）
京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第1号	32,000
京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第2号	33,000
京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第3号	26,000
京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第4号	26,000

(京丹後市滞在型市民農園施設条例の一部改正)

第2条 京丹後市滞在型市民農園施設条例（平成22年京丹後市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第10条を次のように改める。

(使用料)

第10条 使用者は、使用の許可を受けたときは、次の表に定める使用料に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）を納付しなければならない。

単位	使用料（円）
1 棟 1 区画	年額 400,000

2 前項に定めるもののほか、市民農園の使用に係る水道料金、合併処理浄化槽維持管理費用、電気料金、ガス料金、通信ケーブル使用料等の実費のほか、園内街路灯、倉庫等の共同施設の使用に要する経費については、使用者の負担とする。

3 第4条第1項ただし書の場合における使用料は、月割計算とし、使用期間に1月未満の端数が生じたときの端数は、1月として計算する。この場合において、使用料の月割の額は、年額を12で除して得た額（計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

第17条第3項中「別表」を「第10条」に改める。

別表を削る。

（京丹後市漁港管理条例の一部改正）

第3条 京丹後市漁港管理条例（平成16年京丹後市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第2項から第4項まで」を削る。

別表第1の表中「円」を削り、同表中「金額」を「金額（円）」に、「平方メートル」を「㎡」に、「メートル」を「m」に、「センチメートル」を「cm」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 種別ごとの使用料等の額の合計額が100円未満の場合は100円とし、徴収すべき使用料等の全額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

2 年額又は月額をもって定める使用料等について、使用等の期間が1月未満の場合の使用料等の額は、この表の規定により算出した額（規則で定めるところにより計算した額を含む。）に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基

づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)とする。

別表第2中「立法メートル」を「 m^3 」に、「キログラム」を「 kg 」に、「トン」を「 t 」に、「平方メートル」を「 m^2 」に、「メートル」を「 m 」に、「センチメートル」を「 cm 」に改め、同表の1土砂採取料の表中「円」を削り、同表中「金額」を「金額(円)」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 徴収すべき土砂採取料の全額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
- 2 土砂採取料の額は、この表の規定により算出した額(規則で定めるところにより計算した額を含む。)に対して課される消費税等相当額を加算した額とする。

別表第2の2占用料の表中「円」を削り、同表中「金額」を「金額(円)」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 占用目的ごとの占用料の額の合計額が100円未満の場合は100円とし、徴収すべき占用料の全額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
- 2 年額又は月額をもって定める占用料について、占用期間が1月未満の場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額(規則で定めるところにより計算した額を含む。)に対して課される消費税等相当額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の京丹後市滞在型市民農園施設条例の規定及び第3条の規定による京丹後市漁港管理条例の規定は、令

和 5 年 4 月 1 日以後の使用又は占有について適用し、この条例の施行の際現に第 3 条の規定による改正前の京丹後市漁港管理条例により許可を受けている者の使用又は占有については、その使用又は占有許可の期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

京丹後市弥栄農家用貸付住宅施設条例(平成16年京丹後市条例第169号)新旧対照表【第1条関係】

現行	改正案										
京丹後市弥栄農家用貸付住宅施設条例 平成16年4月1日 条例第169号 第1条～第6条 (略) (家賃) 第7条 (略) <u>2 家賃の額については、別に規則で定める。</u> 第8条～第13条 (略)	京丹後市弥栄農家用貸付住宅施設条例 平成16年4月1日 条例第169号 第1条～第6条 (略) (家賃) 第7条 (略) <u>2 貸付住宅の家賃は、次の表に定める額とする。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>家賃月額(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第1号</td><td>32,000</td></tr> <tr> <td>京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第2号</td><td>33,000</td></tr> <tr> <td>京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第3号</td><td>26,000</td></tr> <tr> <td>京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第4号</td><td>26,000</td></tr> </tbody> </table> 第8条～第13条 (略) <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	区分	家賃月額(円)	京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第1号	32,000	京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第2号	33,000	京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第3号	26,000	京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第4号	26,000
区分	家賃月額(円)										
京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第1号	32,000										
京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第2号	33,000										
京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第3号	26,000										
京丹後市弥栄農家用貸付住宅 第4号	26,000										

京丹後市滞在型市民農園施設条例(平成22年京丹後市条例第29号)新旧対照表【第2条関係】

現行	改正案				
京丹後市滞在型市民農園施設条例 平成22年10月14日 条例第29号 第1条～第9条 (略) (使用料) <u>第10条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に定める使用料を納付しなければならない。</u> 第11条～第16条 (略) (利用料金の収受) 第17条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する利用料金の額は、<u>別表</u>に定める額の範囲内におい	京丹後市滞在型市民農園施設条例 平成22年10月14日 条例第29号 第1条～第9条 (略) (使用料) <u>第10条 使用者は、使用の許可を受けたときは、次の表に定める使用料に消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)を納付しなければならない。</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単位</th><th>使用料(円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1棟1区画</u></td><td><u>年額 400,000</u></td></tr> </tbody> </table> <u>2 前項に定めるもののほか、市民農園の使用に係る水道料金、合併処理浄化槽維持管理費用、電気料金、ガス料金、通信ケーブル使用料等の実費のほか、園内街路灯、倉庫等の共同施設の使用に要する経費については、使用者の負担とする。</u> <u>3 第4条第1項ただし書の場合における使用料は、月割計算とし、使用期間に1月未満の端数が生じたときの端数は、1月として計算する。この場合において、使用料の月割の額は、年額を12で除して得た額(計算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。</u> 第11条～第16条 (略) (利用料金の収受) 第17条 (略) 2 (略) 3 前項に規定する利用料金の額は、<u>第10条</u>に定める額の範囲内におい	単位	使用料(円)	<u>1棟1区画</u>	<u>年額 400,000</u>
単位	使用料(円)				
<u>1棟1区画</u>	<u>年額 400,000</u>				

現行	改正案				
て、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。 第18条 （略） <u>別表(第10条、第17条関係)</u> <u>市民農園使用料</u> <table> <tr> <th><u>単位</u></th><th><u>使用料</u></th></tr> <tr> <td><u>1棟1区画</u></td><td><u>年額 420,000円</u></td></tr> </table> <u>備考</u> 1 <u>水道料金、合併処理浄化槽維持管理費用、電気料金、ガス料金、通信ケーブル使用料及び園内街路灯、倉庫等の共同施設の使用に要する経費等は、実費とする。</u> 2 <u>使用期間の途中から使用するときは、月割計算とする。</u> 3 <u>使用期間が1月に満たないときは、1月とみなす。</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>	<u>1棟1区画</u>	<u>年額 420,000円</u>	て、指定管理者があらかじめ市長の承諾を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。 第18条 （略） <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後の使用について適用する。</u>
<u>単位</u>	<u>使用料</u>				
<u>1棟1区画</u>	<u>年額 420,000円</u>				

京丹後市漁港管理条例(平成16年京丹後市条例第175号)新旧対照表【第3条関係】

現行					改正案				
京丹後市漁港管理条例					京丹後市漁港管理条例				
平成16年4月1日 条例第175号					平成16年4月1日 条例第175号				
第1条～第11条 (略) (土砂採取料等)					第1条～第11条 (略) (土砂採取料等)				
第12条 (略)					第12条 (略)				
2 土砂採取料等については、前条第2項から第4項までの規定を準用する。					2 土砂採取料等については、前条_____の規定を準用する。				
第13条～第19条 (略)					第13条～第19条 (略)				
別表第1(第11条関係)					別表第1(第11条関係)				
使用料等					使用料等				
種別	利用目的	単位	金額 施設(公共 用地を含 む。)	摘要	種別	利用目的	単位	金額(円) 施設(公共 用地を含 む。)	摘要
1種	事務所、店舗(住宅を兼ねるものを含む。)の敷地	1平方メートルにつき1年	140円		1種	事務所、店舗(住宅を兼ねるものを含む。)の敷地	1㎡につき1年	140	
2種	1種以外の建物及びその附属物(板塀、足場、作業場、物置小屋の類を含む。)、荷役場、荷役機械、網染場、油タンクその他これらに類するものの敷地	1平方メートルにつき1年	90円	岸壁、護岸敷及び道路以外の部分	2種	1種以外の建物及びその附属物(板塀、足場、作業場、物置小屋の類を含む。)、荷役場、荷役機械、網染場、油タンクその他これらに類するものの敷地	1㎡につき1年	90	岸壁、護岸敷及び道路以外の部分
			270円	岸壁、護岸敷及び道路の部分				270	岸壁、護岸敷及び道路の部分
3種	諸管、水きょ、その他これらに類するものの敷地	1メートルにつき1年	40円	直径10センチメートル未満の場合	3種	諸管、水きょ、その他これらに類するものの敷地	1mにつき1年	40	直径10cm未満の場合
			100円	直径10センチメートル以上40センチ				100	直径10cm以上40cm未満の場合

現行					改正案				
				メートル未満の場合				250	直径40cm以上の場合
			250円	直径40センチメートル以上の場合	4種	電柱、電柱の支線、電柱の支柱、鉄塔、標識その他これらに類するものの敷地	1本又は1基につき1年	680	鉄塔は、敷地3㎡を超えるものは、その超える1㎡ごとに2割を加算する。
4種	電柱、電柱の支線、電柱の支柱、鉄塔、標識その他これらに類するものの敷地	1本又は1基につき1年	680円	鉄塔は、敷地3平方メートルを超えるものは、その超える1平方メートルごとに2割を加算する。	5種	広告物、看板その他これらに類するものの敷地	1㎡につき1年	260	
5種	広告物、看板その他これらに類するものの敷地	1平方メートルにつき1年	260円		6種	素地のまま利用するもの	1㎡につき1月	8	
6種	素地のまま利用するもの	1平方メートルにつき1月	8円						
備考 年額をもって定める使用料等について利用等の期間が1年未満の場合又は月額をもって定める使用料等について利用等の期間が1月未満の場合の使用料等の額は、この表を基準として規則で定める。					備考				
					1 種別ごとの使用料等の額の合計額が100円未満の場合は100円とし、徴収すべき使用料等の全額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。				
					2 年額又は月額をもって定める使用料等について、使用等の期間が1月未満の場合の使用料等の額は、この表の規定により算出した額(規則で定めるところにより計算した額を含む。)に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)とする。				
別表第2(第12条関係)					別表第2(第12条関係)				
1 土砂採取料					1 土砂採取料				
種別	単位	金額	摘要		種別	単位	金額	摘要	
							(円)		

現行				
土砂、砂、砂利、栗石	1立方メートル	310円		
転石	1キログラム	8円	1個50キログラム以上のものに 限る。	
備考 1単位未満のもの又は1単位未満の端数を生じた場合の端数は、1単位として計算する。				
2 占用料				
占用目的	単位	金額		摘要
		水域	公共空地	
船舶(総トン数5トン未満のものを除く。)のけい留、作業場、小屋その他これらに類するものの敷地	1平方メートルにつき1年	80円	90円	岸壁、護岸敷及び道路以外の部分
		—	270円	岸壁、護岸敷及び道路の部分
栈橋、橋りょうその他これらに類するものの敷地	1平方メートルにつき1年	90円	—	
諸管、水きょ、その他これらに類するものの敷地	1メートルにつき1年	30円	40円	直径10センチメートル未満の場合
		60円	100円	直径10センチメートル以上40センチメートル未満の場合
		190円	250円	直径40センチメートル以上の場合
電柱、電柱の支線、電柱の支柱、鉄塔、標識	1本又は1基につき1年	550円	680円	鉄塔は、敷地3平方メートルを超える

改正案				
土砂、砂、砂利、栗石	1m³	310		
転石	1Kg	8	1個50 Kg以上のものに限る。	
備考				
1 徴収すべき土砂採取料の全額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。				
2 土砂採取料の額は、この表の規定により算出した額(規則で定めるところにより計算した額を含む。)に対して課される消費税等相当額を加算した額とする。				
2 占用料				
占用目的	単位	金額(円)		摘要
		水域	公共空地	
船舶(総トン数5トン未満のものを除く。)のけい留、作業場、小屋その他これらに類するものの敷地	1㎡につき1年	80	90	岸壁、護岸敷及び道路以外の部分
		—	270	岸壁、護岸敷及び道路の部分
栈橋、橋りょうその他これらに類するものの敷地	1㎡につき1年	90	—	
諸管、水きょ、その他これらに類するものの敷地	1mにつき1年	30	40	直径10cm未満の場合
		60	100	直径10cm以上40cm未満の場合
		190	250	直径40cm以上の場合
電柱、電柱の支線、電柱の支柱、鉄塔、標識	1本又は1基につき1年	550	680	鉄塔は、敷地3㎡を超えるものは、その超える1㎡ごとに2割を加算する。

現行				
その他これらに類するものの敷地				ものは、その超える1平方メートルごとに2割を加算する。
素地のまま利用するもの	1平方メートルにつき1月	—	8円	

備考 年額をもって定める占用料について占用期間が1年未満の場合又は月額をもって定める占用料について占用期間が1月未満の場合の占用料の額は、この表を基準として規則で定める。

改正案				
素地のまま利用するもの	1㎡につき1月	—	8	

備考

1 占用目的ごとの占用料の額の合計額が100円未満の場合は100円とし、徴収すべき占用料の全額に10円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

2 年額又は月額をもって定める占用料について、占用期間が1月未満の場合の占用料の額は、この表の規定により算出した額(規則で定めるところにより計算した額を含む。)に対して課される消費税等相当額を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後の使用又は占用について適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京丹後市漁港管理条例により許可を受けている者の使用又は占用については、その使用又は占用許可の期間が満了するまでの間、なお従前の例による。